

# 国労長野工作協より檄布が届く



6月25日、仙台市くろろ会館において東日本工作役員会が開催され、3月11日に発生した東日本大震災の影響により変更を余儀なくされた年間計画の見直し等について確認されました。

内容は、

- 拡大支部代表者会議 (仙台・10月)
- 定期委員会 (東京・12月) 等。

役員会終了後、仙総支部に対する激励会が開催され、心強い激励を受けました。

尚、役員会終了時に長野総合車両センター支部・下平委員長よりくろろ会館において、国労長野工作協独自で取り組んだ檄布、並びにカンパを郡工支部と共に頂きました。

国労長野工作協の仲間の皆さん、心強い激励に感謝いたします。

# 「人事・賃金制度の見直しについて」再提案される

7月1日に国労東日本本部は、JR東日本会社から1月13日に提案された東日本大震災において交渉等が行われなかった「人事・賃金制度の見直しについて」再提案を受けました。

修正の内容は、実施期日を平成24年4月1日とすること、それに伴い55歳以降の賃金減額見直しの経過措置について、当初提案から1年繰り下げて適用するというものです。

【提案時の主なやり取り】

◆組合

- 一部等級試験や助役職等試験実施を10月から先延ばししたが、合格発表や研修等に当たりは出ないのか。

◇会社

- 試験の実施期日については変更できることをあらかじめ謳っている。問題の無いように対応したい。

◆組合

- 仮に提案通り実施となった場合には、実施時期が1年先送りになったことに対する丁寧な説明が必要だ。責任を持つてやってほしい。

◇会社

- 会社としてはスケジュールに則ってやっていきたい。必要な周知は徹底していく。

◆組合側

- 今回の修正案に至った経過だが、

①実施期日が一年繰り下げになったことにより、積立部分が減ったことから55歳以降の減額部分が修正されたのか

②昇進試験の実施期日の変更できるというのは、制度上から見れば極めてあいまいなやり方であり問題がある

③賃金減額見直しの経過措置を、期の途中でやるのは困難として平成24年4月1日からとしたのはどのような理由からか

◇会社

・積立が減ったから延ばしたのではない。できるだけ早い時期にやりたいと検討を重ねてきた。様々な意見があったが、年度初からの移行が最善との判断から、24年4月1日とした。

・昇進試験の実施期日については、震災という事態の中で先の見通しが立たないことから、そのような書き方をした。

・会社としても、なるべく早く実施したいとの立場から検討してきたが、結果として24年4月1日の方がスムーズにいくだろうということになった。

◆組合

- 大震災によって先延ばしになったことは理解できるが、賃金減額見直しの経過措置への期待は大きいものがあつた。モチベーションの問題を含めて丁寧な対応が求められている。

◇会社

- それは理解している。しっかりと対処していきたい。

◇55歳以降の賃金減額見直しの経過措置

○昭和30年3月1日以前生まれ  
実施期日以降の基本給額は、実施期日の前日の基本給額に85/80を乗じた額

○昭和30年3月2日以降、昭和32年4月1日以前生まれ

和32年4月1日以前生まれ  
満55歳に達する日の属する月の1日以降の基本給額は、満55歳に達する日の属する月の末日における基本給額に90/100を乗じた額。満57歳に達する日の属する月の翌月1日以降の基本給額は、満57歳に達する日の属する月の末日の基本給額に85/90を乗じて得た額。

○昭和32年4月2日以降、昭和37年4月1日以前生まれ

満55歳に達する日の属する月の翌月1日以降の基本給額は、満55歳に達する日の属する月の末日の基本給額に次表に定める率を乗じて得た額。

生年月日	率
昭和32年4月2日以降、昭和33年4月1日以前生まれ	90/100
昭和33年4月2日以降、昭和34年4月1日以前生まれ	92/100
昭和34年4月2日以降、昭和35年4月1日以前生まれ	94/100
昭和35年4月2日以降、昭和36年4月1日以前生まれ	96/100
昭和36年4月2日以降、昭和37年4月1日以前生まれ	98/100

※前回提案された提案資料は、各分会に配布しています。また、東日本本部作成の「問題点と課題」も配布していますので、参照してください。疑問点等ありましたら、各分会ごとに集約し、支部まで報告してください。